

福岡県看護職員応援体制整備事業に関するQ & Aについて

○ 事業の対象について

1 どういう場合に派遣調整をするのか。

(答) 新型コロナウイルス陽性者受入病床の拡充、酸素投与ステーション、宿泊療養施設の新設等に当たり看護職員の確保が困難となる場合、また、新型コロナウイルス陽性者、濃厚接触者該当に伴い、医療機関の看護職員が不足する場合に、派遣の要請をした施設と応援看護職員を登録している施設を県看護協会が調整し、看護職員の派遣を行います。離職者が増えたなど、恒常的なものではなく一時的に看護職員が不足する場合に対応するものです。

また、派遣要請は原則、応援看護職員リストに登録している医療機関もしくは派遣要請後に応援看護職員リストへの登録をする医療機関のみ可能とします。

2 新型コロナウイルス陽性者受入病床の拡充とはどのような場合か。

(答) 新型コロナウイルス感染者数の増加をうけ、確保病床数（新型コロナウイルス感染症患者の受入要請があれば患者受入を行うこととして、県と調整済の最大の病床数）を増やす場合とします。

○ 派遣先対象施設

1 診療所は対象施設に該当しますか。

(答) 診療所も対象施設に含みます。

2 宿泊療養施設や酸素投与ステーションへの派遣もあるのですか。

(答) 宿泊療養施設や酸素投与ステーションにおいては、県が人材派遣会社と契約し、現地へ看護職員を派遣していますが、人材派遣会社との調整の結果、必要な看護職員数を確保できない場合には、派遣先の対象施設となります。

○ 派遣の形態

1 派遣はどのような形態になるか。

(答) 「在籍型出向」という形態になり、派遣元及び派遣先の双方との間に雇用契約関係があります。派遣元のみと雇用契約を結び、派遣先から指揮命令のみ受ける「労働者派遣」とは異なります。

○ 派遣期間等

1 派遣期間はどの程度か。

(答) 新型コロナウイルス感染者の隔離期間は発症日から7日間、濃厚接触者の自宅待機期間は最短で陽性者と最終接触があった日から5日間であることから、派遣期間は短くても5日間程度、最長1か月間とします。ただし、引き続き派遣が必要な状態であれば継続して、最長1か月間の派遣要請をすることも可能とします。具体的な派遣期間については、派遣元と派遣先双方の調整により決定します。

2 派遣期間は、土日祝日も対象となるか。

(答) 平日、休日問わず、派遣期間に含まれると考えていますが、派遣調整の結果、派遣先のご希望に添えない場合もあります。

○ 派遣要請可能な人数

1 1度の派遣要請で最大何人まで看護職員の応援を要請することができるか。

(答) 派遣要請の人数に制限はありませんが、特定の医療機関のみに派遣が集中することを避けるため、派遣人数を調整させていただく場合があります。派遣要請時には必要最小限の人数としていただくようご協力をお願いします。

○ 派遣調整

1 派遣調整にはどのくらいの時間を要するか？

(答) できる限り速やかな派遣調整に努めますが、派遣要請内容の確認、応援看護職員リスト登録者と派遣要請施設とのマッチング等を行うため、数日間要する場合があります。

2 土日祝日も派遣調整は行われるのか。

(答) 土日祝日については、派遣要請の受付は休止します。

○ 職務内容

1 派遣先での業務の引継ぎはどうすればよいか。

(答) 派遣先施設は業務が円滑に行われるよう、応援看護職員間又は応援看護職員と派遣先職員による業務引継ぎ等の時間を設けるよう努めてください。

○ 応援看護職員リスト登録

1 看護職員個人氏名を登録しても、実際は当人を派遣できるかどうか分からないため、人数での登録でもよいか。

(答) 看護職員の氏名を記入し登録した上で、実際の派遣は派遣元施設の都合により、別の者が派遣されることは想定しています。個人氏名での登録の方が具体的な派遣調整がしやすいと思われるため、可能な範囲で氏名を記入し、難しい場合は人数のみでの登録も可能とします。

2 応援看護職員リストの登録はいつから可能か。

(答) 応援看護職員リストの提出は令和4年6月10日から可能です。

○ 各種様式の提出先、提出方法について

1 応援看護職員リストや派遣要請書はどこに提出すればよいか。

(答) 応援看護職員リストや派遣要請書は県看護協会にご提出をお願いいたします。提出方法は原則メールでお願いします。(連絡先：ken-ots@fukuoka-kango.or.jp)

○ 派遣に係る契約書について

1 派遣に係る契約書は誰が作成するのか

(答) 派遣に係る契約書はひな形を参考に派遣先が作成してください。契約内容は派遣先、派遣元で調整していただくこととなりますので事前に十分に協議し、契約後は契約書の内容に基づき誠実にそれぞれの役割を果たすようお願いいたします。

2 契約書はひな形のとおりでなくてもよいか。

(答) 契約書のひな形はあくまで参考ですので、派遣先、派遣元がそれぞれの実情に合わせてひな形を修正していただいてもかまいません。ただ、契約内容については派遣先、派遣元で十分に協議のうえ、作成していただくようお願いいたします。

○ 福利厚生その他

1 ユニフォーム等は応援看護職員が準備するのか。

(答) 派遣先施設が準備することを基本としますので、事前にサイズ等の情報提供をお願いします。また、派遣先施設は簡易的な名札等を準備し、応援看護職員であることがわかるように配慮してください。ただし、派遣先・派遣元施設間の調整により、これによらない場合もあり得ると思われます。

2 派遣前後等にPCR等検査を実施した場合の費用は誰が負担するのか。

(県) 県が謝金、旅費を支払う場合は派遣元施設が負担したPCR等検査費用を県が負担しますので、事前にご相談ください。派遣先が謝金等を支払う場合は派遣元施設及び派遣先施設で費用負担について協議をお願いします。

3 なぜ、賠償保険に加入しなければならないのか。

(答) 労災保険は、応援看護職員自身の負傷、疾病、障害、死亡等に対する保険給付がなされますが、業務中に、他人の身体や財物に損害を与えた等により損害賠償責任が生じた場合には、労災保険では補償されませんので、保険内容をご確認の上、必ずご加入いただきますようお願いいたします。

4 派遣先施設は、応援看護職員の労災保険加入の手続きをする必要があるのか。

(答) 手続きは不要です。ただし、派遣先施設は、保険料算定時に、応援看護職員の派遣期間中における派遣元施設からの賃金も派遣先施設で支払われている賃金に含めて計算してください。詳しくは労働基準監督署にお問い合わせください。

参考：出向労働者に対する労働者災害補償保険法の適用について

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb2519&dataType=1&pageNo=1

○ 旅費

1 県が旅費を支払う場合、旅費はどのように算出するのか

(答) 「福岡県職員等の旅費に関する条例」に準じて算出します。出発地と帰着地は勤務先として計算します。自家用車での派遣先施設まで移動した場合は、公共交通機関を使用した場合の旅費を算出し、お支払いします。

○ 問合せ先

1 当事業の相談をしたい場合はどこに連絡すればよいか。

(答) 県看護協会もしくは福岡県 医療指導課 医師・看護職員確保対策室に問合せください。

- ・ 応援看護職員リスト、派遣要請書の提出、派遣に関する相談

福岡県看護協会（受付時間9時00分～17時00分）

TEL：092-402-1517、FAX：092-631-1223

E-mail：ken-ots@fukuoka-kango.or.jp

- ・ 派遣に関する相談

福岡県 医療指導課 医師・看護職員確保対策室

TEL：092-643-3276、FAX：092-643-3277

E-mail：ishikango@pref.fukuoka.lg.jp